

深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付要綱

令和2年5月11日部長決裁

令和8年3月17日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、市が農業者のAI、ICT、IoT等の最新技術やロボット技術を活用したアグリテックを推進するための機器等の導入に支出する経費の一部を補助することにより、儲かる農業の創造に向け、戦略的な農業の推進等を図ることを目的として、予算の範囲内で深谷市アグリテック導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助対象事業及び経費は、別表に掲げるとおりとし、事業費が10万円以上のもの（消費税及び地方消費税を含まない額）とする。ただし、別表に掲げる「2. 資材購入費」にかかる経費及び「3. 使用料・賃借料・サービス料」に係る経費はこの限りではない。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表に掲げる採択基準を満たすものとし、かつ、補助対象事業において、国、県又は市町村等のその他の補助金等の交付を受けていないこと
- (2) 市税に滞納がないこと。

(補助額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に別表に掲げる補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、別表に掲げる1事業ごとの限度額を上限とする。

2 補助の申請は、1補助対象者につき、1年度あたり別表に掲げる1事業ごとに1回を限度とする。ただし、別表に掲げる「3. 使用料・賃借料及びサービス料」についてはこの限りではない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、深谷市アグリテック導入

支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、深谷市アグリテック導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者に、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に基づき、市長は補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、期限を定めて既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

（とりまとめ申請者による補助金の分配）

第9条 別表に掲げるとりまとめ申請により補助金の交付を受けたものは、農業者ごとに補助金額を分配しなければならない。

- 2 前項の分配を行った補助対象者は、内容が分かる書類を、農業者へ分配した日から起算して30日又は、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度5月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（書類の整理）

第10条 補助対象者は、補助事業にかかる収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、これらの証拠書類を整備保管する。

- 2 前項の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年から5年間保管するものとする。

（電子申請）

第11条 この要綱の規定による書類の提出は、電子申請により行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

（不断の見直し）

- 2 この要綱については、不断に見直しを行う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

No.	対象事業	対象経費内容等	採択基準 (補助対象者)	補助率	限度額 (千円)
1	機器費・整備費	<p>栽培データ活用に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費</p> <p>※気象や熟練農家のノウハウ等の栽培に関するデータを活用する技術</p> <p>経営データ活用に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費</p> <p>※販売促進や人材確保に関するデータを活用する技術 ※会計ソフトや確定申告ソフト等は対象外</p> <p>生体データ活用に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費</p> <p>※生体に関するデータをAI等で活用する技術</p> <p>飼養データ活用に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費</p> <p>※飼養環境に関するデータをAI等で活用する技術</p> <p>環境制御に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費</p> <p>※水田の水管理や畑のかん水、園芸ハウスの温度管理等を行う技術</p> <p>自動運転（遠隔制御含む）・作業軽減に関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費</p> <p>※自動又は遠隔制御等で作動するロボットや機械の運転アシスト等により作業の軽労化等を行う技術</p> <p>センシング・モニタリングに関する機器・設備等の購入・設置に必要な経費</p> <p>※農畜産物や環境等の状況についてデータを提供する技術</p>	<p>①認定農業者 ②認定新規就農者 ③広域認定農業者</p> <p>①、②、③いずれかに該当し、かつ、DEEP VALLEY 会員であること。</p>	1/2 以内	500
2	資材購入費	<p>次の①、②のいずれかに該当するもの</p> <p>① DEEP VALLEY Agritech Award における最終審査進出企業による提案製品</p> <p>② 市内に本社、事業所又は工場等を有する企業の製品で、市長がアグリテックの推進に寄与すると認めた製品</p>	<p>①認定農業者 ②認定新規就農者 ③広域認定農業者</p> <p>①、②、③いずれかに該当し、かつ、DEEP VALLEY 会員であること。</p>	1/2 以内	500
3	使用料・賃借料・サービス料	<p>「1. 機器費・整備費」及び「2. 資材購入費」にかかる使用料・賃借料及びサービス料の経費</p> <p>※市内での使用分に限る。 ※申請年度内分のみを対象とする。</p>	<p>次の①、②のいずれかに該当するもの</p> <p>① 市内農業従事者 ② 市内農業協同組合または市に認められた農業関係事業者</p> <p>※②は①のとりまとめ申請に限る。</p>	1/2 以内	200

※ 使用料・賃借料・サービス料は、年度内の総合計が上限額を超えないこと。

※ とりまとめによる申請の金額は、ひとりごとに上限額を超えない範囲までとし、対象者全員の合計額とする。

※ パソコンやタブレット端末等、農業以外に汎用性の高いものは対象外とする。

様式第1号（第5条、第7条関係）

深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付申請書兼交付請求書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

生年月日（設立年月日）

電話番号

- 1 深谷市アグリテック導入支援事業補助金の交付を受けたいので、深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象経費（税抜）①		円
交付申請額（①×1/2） （千円未満切り捨て） （申請額の修正は訂正印不可）		円
補助対象事業	1. 機器費・整備費 2. 資材購入費 3. 使用料・賃借料・サービス料	
補助対象事業の 目的・内容・効果等		

- 添付書類 ア 市税に滞納がないことの証明書（以下の同意確認欄に同意する場合又は別紙③の同意書を提出する場合は不要です）
イ 購入又は利用の実態がわかる書類（領収書、請求書、利用明細等の写し。とりまとめ申請の場合は農業者全員分）
ウ 補助対象内容がわかる書類（商品カタログ等）
エ 別紙①（使用料・賃借料・サービス料の場合のみ）
オ 別紙②③（とりまとめ申請のみ）
カ 振込先口座の写し
キ その他市長が必要と認める書類

同意確認欄

補助金の交付決定の手続きに関し、審査のため市税の納付状況を担当職員が確認することについて同意しますか。

同意します ・ 同意しません

※上記の同意がある場合には、市税に滞納がないことの証明書の添付は必要ありません。

- 2 上記1の申請に対して交付決定された場合は、次のとおり請求します。
また、深谷市アグリテック導入支援事業補助金について、以下の口座への振込みを依頼します。
※振込先は申請者名義の口座を記載ください。申請者名義以外の口座への振込みはできません。

振 込 先	フリガナ							
	口座名義人							
	金融機関名	銀 行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合						
	店 舗 名	本店 ・			支 店 出張所 営業部	預金種別	普通 ・ 当座	
	口座番号 (右詰め)							

別紙① <個人申請分>

申請額算出基礎

【使用料・賃借料・サービス料】

単位：円

利用開始年月日	利用完了年月日	利用場所（大字）	対象経費（税抜）
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
		深谷市	
対象経費合計（税抜）①			
補助金額（①×1/2） （千円未満切り捨て）			

別紙② <とりまとめ申請分>

【使用料・賃借料・サービス料】

サービス提供企業 _____

農業者名	利用開始年月日	利用完了年月日	利用場所（大字）	対象経費（税抜）
			深谷市	
			深谷市	
			深谷市	
			深谷市	
			深谷市	
			深谷市	
			深谷市	
			深谷市	
			深谷市	
対象経費合計（税抜）①				
補助金額（①×1/2） （千円未満切り捨て）				

別紙③ <とりまとめ申請分>

同意書

補助金の交付決定の手続きに関し、審査のため住民基本台帳情報を利用すること、及び市税の納付状況を担当職員が確認することについて同意します。

(自署) 氏名

(名称及び代表者氏名)

住所

生年月日 年 月 日

連絡先

※ 上記の同意がある場合には、市税に滞納がないことの証明書の添付は必要ありません。

第 号
年 月 日

様

深谷市長



深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました 年度深谷市アグリテック導入支援事業補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金交付額 金 円

補助金の振込日は 年 月 日を予定しております。

（注）振込予定日から2週間以上経過しても補助金の振込がない場合は、深谷市役所産業ブランド推進室までご連絡ください。

※深谷市アグリテック導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができます。この場合において、市長は、期限を定めて既に交付した補助金の返還を求めるものとします。

第 号
年 月 日

様

深谷市長 

深谷市アグリテック導入支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けをもって申請のありました 年度深谷市アグリテック導入支援事業補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

不交付の理由